

別紙 2

平成 21 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 7 月 1 日改正
令和 3 年 6 月 30 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正

新潟市教育委員会表彰に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、勤務成績が優良で、地道な努力を重ね優れた実績をあげている市教職員を表彰することにより、市教職員一人ひとりの授業力、組織マネジメント力及び人間力の向上を図るとともに、学校園全体の教育力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市教職員」とは、新潟市立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する一般職の職員（校園長、教頭、主幹教諭、事務主幹、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）をいう。

(表彰対象者等)

第 3 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する市教職員であって、教職員としての経験年数（臨時的任用職員を含み、当該年度の 4 月 1 日における経験年数をいう。以下同じ。）が 10 年以上のもの及び教職員としての経験年数が 10 年未満のものでその後更に顕著な成果を上げることが見込まれるものに対して行う。

- (1) 日々の保育・教育活動において地道な努力により、優れた実績をあげている者
- (2) 園・学校運営の改善や組織の活性化に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- (3) 保護者や地域との連携に積極的に取り組み、優れた実績をあげている者
- (4) その他、教職員評価で極めて高い評価を幾年にわたって受けているなど、特に表彰することが適当と認められる優れた実践等を行っている者

2 前項に規定する同項各号のいずれかに該当する市教職員であって、教職員としての経験年数が 10 年未満のものでその後更に顕著な成果を上げることが見込まれるものに対して行う表彰は、若手教職員等奨励賞と称する。

(表彰候補者の推薦)

第 4 条 校園長は、新潟市教育委員会表彰推薦書（第 1 号様式）を教育委員会に提出し、推薦する。

(表彰選考委員会)

第 5 条 教育委員会は、別表に掲げる者をもって構成する表彰選考委員会（以下「選考委

員会」という。)を設置し、表彰を受ける者(以下「被表彰者」という。)の選考を行う。

- 2 前項の選考に当たっては、学校人事課において前条に規定する提出書類について予備審査を行い、その結果を選考委員会に報告する。
- 3 委員長は教育次長(学校教育担当)の職にある者を、副委員長は教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 選考委員会を開催するに当たっては、表彰候補者の個人情報の保護に十分に配慮し、選考の審議は非公開とする。
- 6 教育委員会は、選考の結果を校長に対し通知する。

(表彰の方法等)

第6条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

- 2 表彰は、毎年度1回9月に行うこととする。
- 3 被表彰者は、若手教職員等奨励賞に係る被表彰者を含めて毎年度15名程度とする。
- 4 被表彰者のうち、当該年度の文部科学大臣優秀教員表彰要領に規定する被表彰者の要件に該当する者がいる場合は、その中から当該年度の文部科学大臣優秀教員表彰候補者を選考する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

別表1

(1) 教育次長(学校教育担当)	
(2) 教育総務課長	
(3) 学校人事課長	
(4) 学校支援課長	
(5) 特別支援教育課長	
(6) 地域教育推進課長	
(7) 学務課長	
(8) 保健給食課長	
(9) 総合教育センター所長	
(10) 有識者	合計 10名